

審査会（平成19年9月6日）における指摘事項及びその対応

番号	指摘事項	対 応
1	<p>用地造成については、現在の地形を残すよう計画すると良い。</p> <p>また、残ったところを郷土種にあったようなものに樹種転換していくような考え方をした方が良い。</p>	別紙1のとおりです。(p3)
2	<p>大気質の現地調査地点について、どうして方法書に記載されている場所となっているのか。他により良い地点があるのではないか。</p>	別紙2のとおりです。(p4)
3	<p>水資源の涵養機能の観点から、河川の流量の変化について検討する必要があるのではないか。</p>	別紙3のとおりです。(p6)
4	<p>生物の保全の観点から、事業実施区域内の小河川の水の状況についても把握することが必要ではないか。</p>	別紙4のとおりです。(p7)
5	<p>植物に係る既存資料の信頼性について確認すべきである。</p>	別紙5のとおりです。(p8)
6	<p>地下水の水質調査では、水素イオン濃度、濁度及び浮遊物質だけを調査することになっているが、重金属についても調査する必要があるのではないか。</p>	別紙6のとおりです。(p9)

番号	指摘事項	対 応
7	<p>樹木の伐採が行われることから、樹木に保持されている二酸化炭素の放出等による温室効果ガスの変化について検討していく必要がある。</p> <p>森林の伐採に伴う温室効果ガスの放出についてどのように補填するのか、トヨタ自動車の対策の中で検討してもらいたい。</p>	別紙7のとおりです。(p 1 0)
8	<p>樹木の伐採等に伴う周辺気温の変化について検討する必要がある。</p>	別紙8のとおりです。(p 1 1)

- 1 用地造成については、現在の地形を残すよう計画すると良い。
また、残ったところを郷土種にあったようなものに樹種転換していくような考え方をした方が良い。

<用地造成について>

- ・ 方法書の「事業計画の策定時における環境配慮事項」に「掘削、盛土等の土工による残土を低減するため、切・盛土量はできる限り対象事業実施区域内でバランスをとる」と記載されております。(方法書：p2-10)
- ・ 事業者は、ご指摘を踏まえ、さらに、今後の造成計画・土地利用計画の検討にあたっては、対象事業実施区域の東側・西側の各々で土量バランスをとるなど、できる限り現在の地形も考慮していくとしております。

<樹種転換について>

- ・ 方法書の「事業計画の策定時における環境配慮事項」に「造成法面及び施設周辺についてはできる限り緑化し、緑化にあたっては、できる限り現存植生を考慮する」と記載されております。(方法書：p2-8)
- ・ 事業者は、ご指摘を踏まえ、さらに、今後の造成計画・土地利用計画の検討にあたっては、専門家の意見を聞くなどして非改変区域も含め自然植生に配慮した樹種転換を図ることも考慮していくとしております。

2 大気質の現地調査地点について、どうして方法書に記載されている場所となっているのか。他により良い地点があるのではないか。

事業者の見解は下記のとおりです。

< 調査地点の考え方 >

環境影響評価指針（平成 11 年 愛知県告示第 445 号）別表第 2 に掲げられた参考手法では、

「大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域における大気質を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点」とされております。

大気質の予測手法については、プルーム式、パフ式等の大気の拡散式に基づく理論計算式としており、大気質の調査結果はバックグラウンド濃度の設定等に、気象の調査結果は気象モデルの風向・風速、大気安定度の設定に用いることから、調査地点は地域の大気質・気象を代表する地点が適当と考えております。

「環境大気常時監視マニュアル第 5 版(平成 19 年 3 月環境省)」の第 2 章 2.2.1 では、一般環境大気測定局の設置場所として、次のとおりとされております。

「測定局舎の設置にあたっては、配置地域を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接強く受けない場所等を選定しなければならない。」

次に設置場所の選定の際に留意すべき事項を示す。

川岸のように下降気流が発生するところなど特異な地形や特異な気象条件が起こる場所を避ける。

周辺の建物や樹木による吹き溜まりや乱気流の発生する場所を避け、樹木による汚染物質の減衰にも注意する。

中高層建物が立ち並ぶ地域では、気流の乱れが大きいため、設置に当たり影響の少ないところを選ぶ。」

< 調査地点の選定理由 >

- ・ 次の選定理由により、豊田市役所下山支所が地域を代表する最も適当な地点であると判断し選定しております。

大気質を適切かつ効果的に把握する観点から、地域特性として対象事業実施区域及びその周辺は大規模な発生源がなく集落が点在しているため、調査地点は集落の周辺が適当である。

気象（風向・風速）を適切かつ効果的に把握する観点から、対象事業実施区域及びその周辺の地形は大部分が山頂緩斜面であるため、調査地点は局地的な尾根筋の山・谷等の地形による影響を避け、ある程度の高台であり、かつ、遮蔽物等のない地点が適当である。

設置及び維持管理の観点から、安定的な電源・機器設置場所の確保及び保守点検作業に協力が得られる地点が適当である。

3 水資源の涵養機能の観点から、河川の流量の変化について検討する必要があるのではないか。

- ・ 方法書の「土地利用構想」に、約 2 5 0 ha を残地森林として非改変区域とする構想とすることが記載され（方法書：p2-5）、「事業計画の策定時における環境配慮事項」に「残地森林等の非改変区域を約 4 割確保する」と記載されております。（方法書：p2-8）
- ・ 方法書の「事業計画の策定時における環境配慮事項」（対象事業実施区域の位置・規模及び土地利用構想における環境配慮）に、「土地利用構想は、対象事業実施区域内の森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林の指定状況を考慮し、水源かん養保安林を保全する構想」と記載されております。（方法書：p2-8）
- ・ なお、雨水排水については、方法書の「排水計画」に「雨水排水は流末に設置する調整池において流量調整を行い周辺河川へ放流する計画」と記載されております。（方法書：p2-6）

4 生物の保全の観点から、事業実施区域内の小河川の水の状況についても把握することが必要ではないか。

- ・ 方法書の動物及び植物の調査の手法に、調査すべき情報として、それぞれ、「動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況」、「植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況」が記載されております。（方法書：p4-24、26）
- ・ 事業者は、重要な動物及び植物の生息・生育が確認された場合には、その動物及び植物の生息・生育環境の状況を把握するとしており、その動物及び植物の生息・生育環境の状況を把握する際には必要に応じて小河川の水質なども把握するとしております。

5 植物に係る既存資料の信頼性について確認すべきである。

事業者の見解は下記のとおりです。

- ・ 「額田地域自然環境保全基礎調査（資料調査・ヒアリング調査）業務報告書」は、岡崎市に平成 18 年 1 月に合併した旧額田町の自然環境に関する情報が旧岡崎市に比べ少ないことから、同市が今後の自然環境保全施策を効果的に進めるため、保全すべき自然環境要素（動植物）の分布状況を収集・整理することなどを目的として行った調査の報告書です。
- ・ この調査においては、「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち - 植物編 - （平成 13 年愛知県環境部自然環境課）」始め 29 文献を整理するとともに、学校教職員、自然観察指導員など有識者 21 名へのヒアリング調査が行われております。

6 地下水の水質調査では、水素イオン濃度、濁度及び浮遊物質だけを調査することになっているが、重金属についても調査する必要があるのではないか。

- ・ 方法書の地下水質の調査すべき情報に、重金属は記載されておられません。(方法書：p4-23)
- ・ 事業者は、ご指摘を踏まえ、重金属を含む環境基準項目についても調査を実施するとしております。

7 樹木の伐採が行われることから、樹木に保持されている二酸化炭素の放出等による温室効果ガスの変化について検討していく必要がある。

森林の伐採に伴う温室効果ガスの放出についてどのように補填するのか、トヨタ自動車の対策の中で検討してもらいたい。

< 予測及び評価について >

- ・ 方法書の「環境影響評価の項目」に「温室効果ガス等」の環境要素については、「資材等の搬入及び搬出」、「建設機械の稼働等」及び「環境に負荷を与える活動」が影響要因として記載されております。（方法書： p4-2）
- ・ 事業者は、ご指摘を踏まえ、「温室効果ガス等」は近年の環境問題として極めて重要な項目であることから、さらに「地形改変並びに造成地及び工作物の存在」の影響要因に関しても予測及び評価を実施するとしております。
なお、予測及び評価にあたっては、実施可能な範囲で温室効果ガスの発生量等の把握を行うとしております。

< 環境配慮事項について >

- ・ 方法書では「今後の環境影響評価を実施するにあたっては、トヨタ自動車株式会社とともに、より具体的な環境配慮事項を検討していく」こととしております。（方法書： p2-8）
- ・ 事業者は、ご指摘を踏まえ、伐採する樹木に保持されている二酸化炭素の放出を補填することについて、トヨタ自動車株式会社とともに検討していくとしております。

8 樹木の伐採等に伴う周辺気温の変化について検討する必要がある。

<環境影響評価項目について>

- ・ 周辺気温の影響については、方法書の環境影響評価項目として記載されておられません。
- ・ 事業者は、周辺気温への影響については、環境影響評価指針（平成 11 年 愛知県告示第 445 号）の別表第 1 に掲げられている環境影響評価項目の選定にあたり勘案することとされている参考項目になく、環境影響評価の予測及び評価手法としても確立されていないとしております。

<事業計画の策定時における環境配慮事項について>

方法書では、事業計画の策定時における配慮事項として次の事項が記載されています。事業者は、これらが周辺気温の変化を緩和することにも寄与するものと考えられるとしております。

- ・ 対象事業実施区域周辺の自然とのつながりを確保するため、対象事業実施区域の外周部等はある限り残地森林等を配置する。（方法書：p2 - 8）
- ・ 対象事業実施区域周辺と調和した植生を回復するため、造成法面及び施設周辺はある限り早期に緑化する。（方法書：p2 - 8）
- ・ 施設の供用による温室効果ガス等を低減するため、コージェネレーションシステムの導入や再生可能エネルギーの利用など、できる限り省エネルギー化するとともに、できる限り新エネルギーを導入する。（方法書：p2 - 11）